

別紙

# 購入申込書

令和 年 月 日

殿

(住所)

(氏名)

印

下記物件を買い受けたいので、造林木等売買契約約款を堅く守ることを条件として購入を申し込みます。

物件の所在地	物件番号	林班番号
物件の樹種及び数量	樹種	数量
契約希望価格 (うち消費税及び地方消費税)	円 ( 円)	
立会による引渡	する しない	
その他必要事項		

(別添)

## 反社会的勢力排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記のいずれにも該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上について、購入申込書の提出をもって誓約します。

### 記

- 1 国立研究開発法人森林研究・整備機構反社会的勢力の対応に関する規程（27森林総研第857号）第2条に規定する反社会的勢力<※>（以下「反社会的勢力」という。）である。
- 2 親会社等、役員その他、名義上若しくは実質的に経営に関与する者が反社会的勢力である。
- 3 反社会的勢力を所属者とし又は反社会的勢力を代理人、媒介者若しくは再受託者（再受託者の代理人、媒介者を含む。）としている。
- 4 反社会的勢力が経営を支配し又は実質的に経営に関与していると認められる関係を有している。
- 5 反社会的勢力を不当に利用し又は交際していると認められる関係を有している。
- 6 反社会的勢力に対し、名目の如何を問わず資金提供を行っている。又は今後行う予定がある。
- 7 自ら又は第三者を利用して、次の各号の一に該当する違法行為を行っている。
  - イ 暴力的な要求行為
  - ロ 法的な責任を超えた要求行為
  - ハ 取引に関し、脅迫的な言動をし又は暴力を用いる行為
  - ニ 風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて機構の信用を毀損し又は機構の業務を妨害する行為
  - ホ 前各号に準ずる行為
- 8 その他、反社会的勢力と非難されるべき関係がある。

<※> 国立研究開発法人森林研究・整備機構反社会的勢力の対応に関する規程（27森林総研第857号）第2条に規定する反社会的勢力

- 一 反社会的勢力 次号から第九号に掲げる者その他暴力、威力又は詐欺的手法を駆使し経済的利益を追求する集団又は個人をいう。
- 二 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- 三 暴力団員 暴力団の構成員をいう。
- 四 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者をいう。
- 五 暴力団準構成員 暴力団以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの、又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与する者をいう。
- 六 暴力団関係企業 暴力団員等が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が実質的に経営する企業であって暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し、若しくは関与するもの又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。
- 七 総会屋等 総会屋、会社ゴロ等企业等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。
- 八 社会運動等標ぼうゴロ 社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうし、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。
- 九 特殊知能暴力集団等 第二号から前号までに掲げる者以外のものであって、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。